

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	流水の占用の許可（国土交通大臣の認可または同意を要するもの）
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第23条、第79条、施行令第20条の2、施行令第45条、第47条
法令の規定	<p><b>【河川法第23条】</b>  河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、第23条の2に規定する発電のために河川の流水を占有しようとする場合は、この限りでない。</p> <p><b>【河川法第79条】</b>  都道府県知事は、第9条第2項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>四 政令で定める水利使用に関し、第23条、第29条若しくは第34条第1項の規定による処分若しくは第24条若しくは第26条第1項の規定による処分（第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する処分を除く。）又はこれらの処分に係る第75条の処分をしようとする場合</p> <p><b>【河川法施行令第20条の2】</b>  法第36条第3項の一級河川の管理で政令で定めるものは、特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるものに関する法第23条の許可又は法第26条第1項の許可（法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）とする。</p> <p>一 出力が最大200キロワット以上の発電のためにするもの。  二 取水量が一日につき最大1200立方メートル以上又は給水人口が5千人以上の水道のためにするもの  三 取水量が一秒につき最大0.3立方メートル以上又はかんがい面積が100ヘクタール以上のかんがいのためにするもの  四 取水量が一日につき最大1200立方メートル以上の水利使用であって発電、水道又はかんがい以外のためにするもの</p>

	<p>【河川法施行令第45条】</p> <p>法第79条第1項の一級河川の管理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>～ 略 ～</p> <p>四 特定水利使用以外の水利使用で第20条の2各号に掲げるものに関する法第23条の許可、法第24条若しくは第26条第1項の許可（法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）若しくは法第34条第1項に規定する許可（法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する法第24条の許可を除く。）に係る同項の承認又はこれらの許可若しくは承認に係る法第75条の規定による処分</p> <p>【河川法施行令第47条】</p> <p>法第79条第2項第4号の政令で定める水利使用は、特定水利使用とする。</p>
<p>審査基準</p>	<p>① 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。</p> <p>② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。</p> <p>③ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。</p> <p>④ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>270日 { 審査機関（福井県） … 120日 協議機関（国土交通省） … 150日</p>
<p>処分担当所属</p>	<p>土木部河川課</p>
<p>提出先</p>	<p>各土木事務所</p>
<p>相談窓口</p>	<p>各土木事務所</p>
<p>備考</p>	